

企業誘致

沿岸部に立地していた企業は、建屋や設備の被害や、産業インフラの途絶等により操業停止状態に陥った。県は、これら企業の被災状況の把握と操業再開に向けた支援に奔走した。

県はインフラの復旧を図りつつ企業誘致活動を再開し、産業基盤の健全性をアピールした。また、地域産業の活性化及び雇用機会の拡大を図るため、企業に対する助成制度を拡充した。

平成23年12月、「東日本大震災復興特別区域法」(以下「復興特区法」)が施行された。県と市町村は、この復興特区法に基づく復興推進計画(民間投資促進特区:ものづくり産業版)を国に提出し、第1号認定を受ける。本計画は、甚大な被害を受けたものづくり産業を震災前の水準に戻すことを目指し、税制の特例を認める内容であった。

平成25年5月、「津波・原子力災害被災地域雇用創出企業立地補助金」が国により創設された。本補助金は従来にない高い補助率であったため、宮城県に立地を希望する事業者が殺到した。

年	H23		H24				H25	H26	R1	R3
	4月	23日	1	6	27	3				
	① 転機となった取組等									
	② 主な県の対応等									
	4	23	12	26	10	11	10	8	4	4
	<ul style="list-style-type: none"> 東日本大震災復興構想会議で、知事が「民間投資促進特区」の創設を提案 東京都で企業立地セミナーを開催 宮城県復興特別区域制度連絡調整会議を開催 復興特区制度に関する説明会(国主催) 愛知県名古屋市中区で企業立地セミナーを開催 東日本大震災復興特別区域法の施行 復興特別区域基本方針が閣議決定 復興特別区域基本方針が閣議決定 民間投資促進特区(ものづくり産業版)について、県及び県内34市町村と共同で申請 内閣総理大臣から民間投資促進特区の認定を受ける(全国第1号) 民間投資促進特区指定申請受付開始 津波・原子力災害被災地域雇用創出企業立地補助金(1次公募)公募開始 復興特区制度等における税制特例の適用期間の延長等に関する要望書」を提出 復興・創生期間」後における東日本大震災からの復興の基本方針」が閣議決定 対象地域を重点化した上で、交付申請期限は令和5年度末、事業完了期限は令和7年度末まで延長 復興特区法に基づき復興推進計画(民間投資促進特区(ものづくり産業版))を改定 									

何が起こっていたのか

誘致企業を側面から支援

被災翌日の3月12日から、県の災害対策本部には救済物資を提供したいと申し出る個人、企業、各種団体からの問合せが殺到した。こうした中、県の企業誘致を所掌する産業立地推進課の初動対応は、誘致した企業の従業員の安否確認や救済物資を運ぶ手段の確保であった。

産業立地推進課職員

「震災直後は、救済物資を届けたいという企業からの申出に対応する業務がありました。救済物資を運ぶ際には高速道路を使いませんが、地域の警察が発行する通行許可証が必要になります。その通行許可証をもらうために、我々職員が警察に行つて数時間並びました。産業立地推進課には従来から企業の側面支援という土台があったので、当然のこととしてやれました」

「航空機関連産業の会社が、新たな工場を県内に立地することが震災前から決まっていたんですが、震災後、私が最初にやった仕事は、その会社の既に県内にあった整備工場の従業員の安否確認でした。従業員御本人はもちろん、そこにお住まいになっている御家族も含めて安否確認を数日間続けてやっていました」

沿岸部の状況を把握

被災企業の聞き取り調査

主要道路の啓開作業が進んだ3月末、産業立地推進課では、被災した沿岸部の立地企業の聞き取り調査を開始した。しかし、災害廃棄物の処理が進んでいないため調査を断念せざるを得ず、被災企業からの問合せや要望に対し迅速に対応することで支援を行うこととした。再建の目処が立たない企業が多い一方で、資金力のある企業は、いち早く内陸部の土地を求めて動き出した。

産業立地推進課職員

「部を挙げ、班ごとに地域を分けて調査に行きました。我々は岩沼・名取方面、仙台空港近辺とかも回っていましたけれども、被災された企業さんは、復旧の方をどうすればいいかということを心配されていた状況で、ゆっくり話をすることも難しかったです。『何かあったらなんでも御相談ください』と名刺だけ置いていくようなこともありました」

「我々とはりあえず仙台港と多賀城方面に向かいましたが、現地では、皆さん途方に暮れて後片づけに追われていて、『被害状況はどうでしたか?』なんて、とても聞けるような状況ではありませんでした。調査をやりたくてもできない状況だったので、被災企業の支援にシフトしてきました」

「被災した企業から『災害の責任を県で取ってください』という電話が何件ありました。」



大和リサーチパーク(大和町)



東京エレクトロン協定締結式(平成30年9月11日)

雇用創出が宮城県への支援

企業立地セミナーの開催

県では、企業誘致の予算を削り、震災復旧関連事業に使うべきではないかという議論もあった。しかし、震災前から取り組んできた「富岡宮城」の実現にはものづくり産業の再生が不可欠である、との判断から、予算を削ることはせず、積極的な企業誘致に向けて動き出した。

産業立地推進課職員

「当時の幹部から、『こういうときこそ、企業誘致の予算を削らず、どんどん県外に行くべきだ』との発言があり、予算は一切削りませんでした。震災前から年に1度、東京で企業立地セミナーを開いていて、震災の年も8月に開催しました。こういうときこそセミナーを開催し、『宮城県は元気です』と強くアピールしようという狙いでした」

企業誘致は自治体間の競争

他県への移転を検討する被災企業への働きかけ

現地再建を断念し、他県への移転を検討する企業に対して、他自治体から水面下の誘致活動が活発になっていった。そうした報道も多く見られ、産業立地推進課では、県内にとどまっていただけのよう奔走した。

産業立地推進課職員

「当時、被災した企業が被災地から安全な他の地域に移転する、といった報道がかなりありました。そういう報道があれば、すぐにお伺いして、『宮城県にとどまってほしい』とお願いました。誘致より被災した企業にとどまってほしい、それが一番でしたね」

「企業誘致は、他県との競争なんです。他県は震災を契機に、被災した企業を引っ張ろうとして動きが活発になるんです。表立っては目立ちませんが、水面下では『うちの県にきてください』みたいな。そういう動きが活発になっていったというのは感じていました」



企業立地セミナー(東京)

復興特区制度概要(平成26年時点)

●法人税(国税)の特例

1 特別償却又は税額控除(復興特区法 第37条)

平成28年3月31日までの間に復興産業集積区域内において取得等した事業用設備等について、特別償却又は税額控除が受けられます。

①特別償却		②税額控除(※)	
取得等の時期	～平成28.3.31	取得等の時期	～平成28.3.31
資産等の区分		資産等の区分	
機械装置	100%	機械装置	15%
建物・構築物	25%	建物・構築物	8%

※20%が限度。但し4年間の繰越しが可能。

2 法人税等の特別控除(復興特区法 第38条)

復興産業集積区域内の事業所における被災雇用者(※)に対する給与支給額の10%を税額の20%を限度として指定後5年間控除が受けられます。

※被災雇用者とは、下記の方をいいます。

- 平成23.3.11時点で特定被災区域内(宮城県の場合、全県)の事業所で勤務していた方
- 平成23.3.11時点で特定被災区域内(宮城県の場合、全県)に居住していた方

3 新規立地促進税制(新規立地企業を5年間無税とする措置)(復興特区法 第40条)

雇用等被害地域(津波浸水地域)を有する市町の復興産業集積区域内において、集積業種に係る法人を新設した場合は、指定後5年間、課税が発生しないようにする特例が受けられます。

新設法人の再投資等準備金積立額の損金算入(指定後5年間、所得金額を限度) + 再投資等した場合の即時償却(再投資等準備金残高を限度)

【対象法人】

- 復興推進計画の認定日以降に設立されたこと。
- 被災者を5人以上雇用し、かつ、給与等支給額が1,000万円以上であること。
- 沿岸市町の復興産業集積区域内に本店を有し、区域外に事業所等を保有しないこと。ただし、以下の二つの要件を満たす事業所については区域外へ設置可能。

(※法人の主たる業務以外の業務を行う事業所であること)
(※区域外へ設置する事業所の従業員の合計が、法人の常時使用全従業員数の30%又は二人のいずれか多い人数以下であること)
●指定を受けた事業年度に3億円(中小企業は3,000万円)以上の機械又は建物等の取得等を行うこと。

4 開発研究用資産の特例(復興特区法 第39条)

復興産業集積区域内において、開発研究用減価償却資産を取得等した場合に、即時償却できるとともに、12%の減税控除が受けられます。

開発研究用資産について即時償却 + 開発研究用資産の即時償却した減価償却費の12%を税額控除

選択適用

VI 産業・生業の再生

出典：みやぎ企業立地ガイド



企業立地セミナー情報交流会(名古屋市)

平成25年5月、東日本大震災で特に大きな被害を受けた津波浸水地域(青森県、岩手県、宮城県、福島県、茨城県及び、福島第一原発の事故により甚大な被害を受けた警戒区域等)のうち、避難指定が解除された地域の産業復興を加速させるため、「津波・原子力災害被災地域雇用創出企業立地補助金」が国により創設された。本補助金は、従来の補助制度にはない高い補助率が設定されたため、立地を希望する事業者が宮城県に殺到することとなった。平成25年5月の第1次募集では43事業者、12月の第2次募集では47事業者が採択された。

しかし、採択後に事業を断念する企業が出る

平成25年5月、「津波・原子力災害被災地域雇用創出企業立地補助金」の運用開始

立地を希望する事業者が殺到



ヤヨイサンフーズ協定締結式(平成30年6月12日)

民間投資促進特区は、自動車関連産業、高度電子機械産業、食料関連産業、木材関連産業、医療・健康関連産業、クリーンエネルギー関連産業、航空宇宙関連産業、船舶関連産業の8業種の集積を目指すもので、これら集積業種の事業者が復興に寄与する事業を行う場合には、復興特区法施行規則に基づいて県又は市町村の指定等を受けることにより、税制の特例を受けることができることとなった。

●産業立地推進課職員

「自動車関連産業や高度電子機械産業というメインの産業にプラスして、沿岸地域が甚大な被害を受けたので、そこに立地していた食

8業種の集積を目指して

平成24年2月～平成25年度

夢のあるプロジェクトの一端を担う

品関連産業や医療・健康関連産業のメーカーも含めることにしました。また、沿岸部で大規模太陽光発電の話もあったので、これから期待されるクリーンエネルギー関連産業、更には、航空機関連企業が岩沼市に立地したばかりで、角田市(内陸部)にはJAXAの工場もありましたから、航空宇宙関連産業も含めてということになりました。『航空宇宙』

「制度融資については、震災前まではそれほど貸付額は多くなかったんですが、震災発生後、被災した企業からのニーズが急に高まったため、県としてそこは強く支援しなければいけなかったのです。銀行と調整して、融資枠を広げたり、貸付要件の緩和を行いました」

「復興推進計画(民間投資促進特区)の作成

平成23年4月23日の東日本大震災復興構想会議において、知事は、大規模な規制緩和や税制面の優遇措置等を盛り込んだ「東日本復興特区(仮称)」の創設を提案した。その後、国での復興特区の検討が始まり、平成23年12月26日、「東日本大震災復興特別区域法」(以下「復興特区法」)が施行された。復興特区法では、県及び市町村が「復興推進計画」を作成し、内閣総理大臣に申請し、認定を受けることができる。年明け1月10日、県は民間投資促進特区の作業部会を立ち上げ、市町村との調整を重ねながら、1月27日、復興推進計画(民間投資促進特区…ものづくり産業版)を国に提出した。同計画は、雇用創出

「復興推進計画が認定を受けた後、個々の企業からの申請対応は基本的に市町村でやっていただくことになるんですが、沿岸市町については、さすがに役場の体制も整っていないという言葉には夢のある響きがあるので、国を挙げての夢のあるプロジェクトの一端が担えるようになることを目指して」と思い、対象業種の設定に入りました

「復興推進計画が認定を受けた後、個々の企業からの申請対応は基本的に市町村でやっていただくことになるんですが、沿岸市町については、さすがに役場の体制も整っていない

かったので、県の地方振興事務所で申請を受け付ける形をとりました。認定を受ける前に、事務処理のマニュアルやQ&Aを作ったり、各市町村や地方振興事務所に説明会をしたり、できるだけ円滑に申請してもらえるように支援しました」

「会場のホテルや、その当時セミナーの講師をお願いしていた大企業の社長さん方からも、なんとか被災地のために協力してあげたいという気持ちをすごく感じました。この東京でのセミナーは300人くらい集まっていたので、大盛況となりました。復旧期を通しての話になりますが、立地の引き合いもありましたし、実際の立地もありました。企業を立地することで宮城県に雇用を創出するのが一番の支援だというふうにも考えていただいていたと思います」

「制度融資については、震災前まではそれほど貸付額は多くなかったんですが、震災発生後、被災した企業からのニーズが急に高まったため、県としてそこは強く支援しなければいけなかったのです。銀行と調整して、融資枠を広げたり、貸付要件の緩和を行いました」

「復興推進計画(民間投資促進特区)の作成

平成23年4月23日の東日本大震災復興構想会議において、知事は、大規模な規制緩和や税制面の優遇措置等を盛り込んだ「東日本復興特区(仮称)」の創設を提案した。その後、国での復興特区の検討が始まり、平成23年12月26日、「東日本大震災復興特別区域法」(以下「復興特区法」)が施行された。復興特区法では、県及び市町村が「復興推進計画」を作成し、内閣総理大臣に申請し、認定を受けることができる。年明け1月10日、県は民間投資促進特区の作業部会を立ち上げ、市町村との調整を重ねながら、1月27日、復興推進計画(民間投資促進特区…ものづくり産業版)を国に提出した。同計画は、雇用創出

「復興推進計画が認定を受けた後、個々の企業からの申請対応は基本的に市町村でやっていただくことになるんですが、沿岸市町については、さすがに役場の体制も整っていない

「復興推進計画が認定を受けた後、個々の企業からの申請対応は基本的に市町村でやっていただくことになるんですが、沿岸市町については、さすがに役場の体制も整っていない

「復興推進計画が認定を受けた後、個々の企業からの申請対応は基本的に市町村でやっていただくことになるんですが、沿岸市町については、さすがに役場の体制も整っていない

「復興推進計画が認定を受けた後、個々の企業からの申請対応は基本的に市町村でやっていただくことになるんですが、沿岸市町については、さすがに役場の体制も整っていない

「復興推進計画が認定を受けた後、個々の企業からの申請対応は基本的に市町村でやっていただくことになるんですが、沿岸市町については、さすがに役場の体制も整っていない

「復興推進計画が認定を受けた後、個々の企業からの申請対応は基本的に市町村でやっていただくことになるんですが、沿岸市町については、さすがに役場の体制も整っていない

「復興推進計画が認定を受けた後、個々の企業からの申請対応は基本的に市町村でやっていただくことになるんですが、沿岸市町については、さすがに役場の体制も整っていない

「復興推進計画が認定を受けた後、個々の企業からの申請対応は基本的に市町村でやっていただくことになるんですが、沿岸市町については、さすがに役場の体制も整っていない

「復興推進計画が認定を受けた後、個々の企業からの申請対応は基本的に市町村でやっていただくことになるんですが、沿岸市町については、さすがに役場の体制も整っていない

等したため、県による事業の計画性・実現性のチェックやアドバイスが必要であった。

産業立地推進課職員

「この補助金は、中小企業だと設備投資額の2分の1、大企業だと3分の1という破格の補助金でした。当時都道府県レベルの企業立地補助金は、せいぜい1、2割でしたので、一気に2倍から3倍の補助率になりました」
「産業立地推進課の職員というのは、企業という営業職でして、宮城県に関係がなくてもとにかく連れてこいということで、個人の営業力で新規開拓していくことが理想形と感ぜられることが多い部署でした。この補助金に関しては、その逆のことが起こったといいますが、宮城県に立地を考えたいという企業が殺到するわけですね。そこで何が重要になってくるのかというと、実現性を見極めます。説明会や相談会を開くと、これだけインセンティブの高い補助金ですので、事業計画が甘かったり、補助金の採択を条件に銀行が融資を約束していると思われる企業もありました。今考えれば、私たちに事業の実現性を見極める能力が足りていなかったと思います」
「もう少し組織として、企業の財務状況の精査の仕方や、民間企業が投資決定するのにはどのようなステップを踏んでいくのかといった最低限の知識をもった上で、補助金の申請をしたいという企業の相談に乗れば良かったと思います」

用地が足りない

平成26年度～令和2年度

継続的な国への要望

県及び沿岸市町では、「津波・原子力災害被災

つてもらえればいいほうです。震災のときは逆に突然聞いたこともない会社から「災害支援のために立地したいです」という連絡があり、会いに行くこともありました。基本は一緒に、とにかくスピード重視。あとは『できない』は一切言わないことにしようというチーム一丸でやっていました」

組織として企業の求めているものを見定める

「企業誘致は『あの企業は自分が連れてきた』と言いたい職種です。私も言いたかったけども当時は個人の営業力に頼るだけでは到底太刀打ちできなくて、やはり組織として、その企業が求めていることはなんなのか、企業に足りないものはなんなのかをしっかりと見定めることが必要だと思います」

勉強会や金融機関との意見交換の場をもつ

産業立地推進課職員

「企業誘致に興味があつて、ふだんから株式投資や企業研究に興味をもっている職員もいました。そういう職員を中心に勉強会をやつて、企業の投資姿勢がどういうものなのかをしっかりと勉強しておけば、もつと企業側に親身な対応ができたと思います。また金融機関、特に銀行などは投資判断の是非について詳しいところなので、金融機関とふだんから関係をもち、意見交換をする場を設けていれば良かったと思います」

地域雇用創出企業立地補助金」を活用し、企業の誘致・集積に取り組んできたが、利便性の良いところが先に埋まってしまい、次第に用地が不足するという事態が生じた。整備を進めてきた沿岸地域の産業公益施設用地については、分譲面積全体の約6割が令和2年度にかけて整備を完了した。しかし、多くが防災集団移転元地に整備されており、企業は造成工事完了後に操業面での安全性を十分確認した上で立地決定することとなるため、制度の期間内での補助対象事業の終了が困難な状況が生じた。県は、令和2年度に向けた国への定期要望の中で、同補助制度の申請期間及び運用期間の再延長を要望した。



みやぎ企業立地ガイド2014

産業立地推進課職員

「補助金の運用上で問題になったのが、用地が足りないということでした。補助金は沿岸部の市町しか対象にならなかったため、名取市・亘理町・山元町・東松島市・石巻市などの土地がすぐに確保されて、足りない状態になりました。今考えれば、土地勘がある企業つまり土地を早く押さえられる企業が、補助金を申請して立地までこぎ着けられたのだと思います」

市町村ごとに企業のデータベースを

産業立地推進課職員

「できれば市町村ごとに、ここにはこういう企業がある、こういう工場があるというデータベースみたいなものが整備されていれば、初動時にすぐに対応が可能だったかと思えます」

日頃からの市町村との連携 意思疎通を

産業立地推進課職員

「地元企業について意外に私たちは知らない情報も多かったということもあって、新産業振興課や自動車産業振興室など庁内の横の連携というのも大事だなと思いました」
「民間投資促進特区については、短い期間で作業をしていただいたということ、かなり市町村に御迷惑をおかけしましたが、それが実現できたのは常日頃から市町村とのやりとりをしっかりと行っていたからだと思えます。企業誘致をやる上でも、市町村との連携は必ず必要になってくるので、常日頃の連絡や意思疎通は非常に重要です」

企業の従業員や家族への説明も重要

産業立地推進課職員

「企業が遠い場所に転移する場合、従業員は非常に不安に思います。これに対しては、直接企業に行つて、従業員やその御家族に対して、住環境の説明を行うことが大切です。環境整備に関して、やれないことも出てきますが、それについては『代替案としてこういうことができます』と伝えます。絶対に『できない』とは言わないことです」

ものづくり産業の更なる発展

現在

震災10年目以降の企業誘致

県は震災後の10年間において、次代を担う新たな産業の集積・振興を推進することにより、ものづくり産業の早期復興、富岡宮城の実現に取り組んできた。この結果、自動車関連、高度電子機械、食品関連を中心とした、ものづくり産業の県内立地・集積が進み、多くの雇用が創出された。県は引き続き、企業誘致・集積を進めるとともに、県内企業の海外市場への展開、顧客の開拓、成長分野等他分野への進出を促進する等、ものづくり産業の更なる発展を目指している。

産業立地推進課職員

「営業力を使つて、ためらわずに恥ずかしがらずに、とにかく企業に会いに行くこと、会つてもらつたための準備や努力を怠らないことが必要だと思います。会つてみたら、実は宮城県の魅力が分かっている人って少ないんです。だから『そんな当たり前のことを自慢げに話して恥ずかしくないのか』と言われるようなことも、どんどんPRしていけばいいと思います。そうすることで宮城県の魅力をもつと知ってもらえると思います」

「宮城県では企業誘致に関して、発災の以前から『県政の1丁目1番地』として、大事な仕事だと受け継がれてきています。企業から要望があれば、本当になんでもするという感じで作っていました。それは被災後も同じで、大企業から小さな企業に対しても、全て同じレベルで対応していました。すぐに知事や副知事と直接つながり、県庁全体で推進する力

スピード感を大切に

産業立地推進課職員

「産業立地推進課はすぐリーダーシップが強い部署だったというところもあり、こういう緊急事態のときに、リーダーシップやスピード感が発揮されて進めやすかったと思えました。今後に向けても、そういうスピード感に耐えられるようなリーダーシップや情報収集力は、身につけていたほうがいいかなと思います」

参照

- ・東日本大震災 復旧期(平成23年度～平成25年度)の取組記録誌(宮城県震災復興企画部震災復興推進課、平成27年3月)
- ・東日本大震災 再生期前半(平成26・27年度)の取組記録誌(宮城県震災復興企画部震災復興推進課、平成29年3月)
- ・東日本大震災 再生期後半(平成28・29年度)の取組記録誌(宮城県震災復興企画部震災復興推進課、平成31年3月)
- ・経済産業省ウェブサイト
- ・復興庁ウェブサイト
- ・宮城県ウェブサイト



赤岩港水産加工団地(気仙沼市)

がありますので、そこを強みにアピールしていくのが一番じゃないかと思えます。後は相手の企業と信頼関係を築くこと、これしかないと思えます。それには素早く対応することが重要です。素早い対応こそが、相手の信頼にもつながり、宮城県は違うなと思わせることになると思います」

災害対応の経験から学んだこと

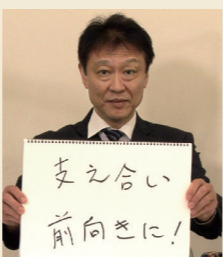
「できない」は一切言わない

産業立地推進課職員

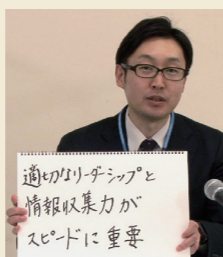
「会つてもらつたのが仕事ですから、とにかく電話をかけます。それでも10回かけて1回会

後輩たちへのメッセージ

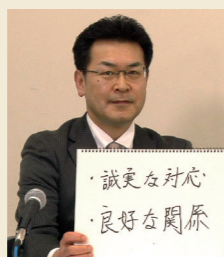
※所属は本テーマに関する業務に従事した当時のもの



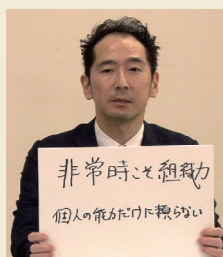
産業立地推進課



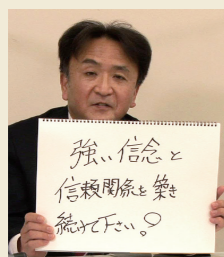
産業立地推進課



産業立地推進課



産業立地推進課



産業立地推進課